
第5次围剿戦と国民党の行政・治安組織の改革

馬場 毅

<愛知大学>

要 旨

国民党軍は、1933年9月から始まる第5次围剿戦の勝利により、中央ソビエト根拠地を崩壊させ、江西省から紅軍の主力を長征に出発させた。このような国民党による反革命が江西省に於いて一時的にしろ成功した要因は、「政治七分、軍事三分」という多様な政策があげられるが、治安面では、農村に於ける保甲制の施行や堡壘政策、経済封鎖や、従来の保衛団や自衛組織を改編して地方軍たる武器の質の優良な保安団、およびそれ以外の在地で民兵的性格の強い壮丁団、割共義勇軍への農民の組織化があげられる。すなわち国民党正規軍に呼応する地方軍、さらに農民の治安組織への動員があげられる。

さらに行政組織では、実質的に孫文思想の地方における省県二級制に反する省と県との間の行政督察区および行政督察専員制度の導入があげられる。行政督察専員は省長から任命されるのではなく剿匪司令部から任命されることにより、上からの軍事的要請に対応しやすくなっただけではなく、督察区内の県長を管理し、さらに県の範囲を超えて地方軍たる保安隊を指揮して正規軍たる国民党軍に呼応し、県を越えた紅軍の軍事活動に適應しやすくなった。

キーワード 第五次围剿、保衛団、保安団、保甲制、行政督察専員

はじめに

国民党軍はソビエト区に対する5次にわたる围剿戦（1930年12月～1934年10月）を行い、中央ソビエト根拠地を崩壊させ、江西省から紅軍の主力を長征に出発させた。このように国民党軍の勝利が決定的になるのは、1933年9月から1934年10月にかけての第5次围剿戦の勝利による。

本稿の課題は、第5次围剿戦の国民党軍の勝利をもたらした要因の中で、江西省における行政・治安組織の改革について、明らかにすることである。この問題に関連して、最近のものは笹川裕史(1)、弁納オー(2)の研究がある。これらの研究は、従来の通説に対して国民政府、あるいは国民党の再評価をして、大変意欲的な研究であり学ぶところが多いが、それぞれのテーマについて、围剿戦の後の30年代後期、あるいは40年代までの国民政府、国民党の政策の変化を明らかにして、第5次围剿戦の時期に焦点が当てられているわけではない。また保甲制を除いて、行政・治安組織の改革について正面から取り上げているわけではない。その他にアメリカの研究では、ウェイ(3)の研究がある。ウェイの研究は笹川、弁納の研究方法にも影響を与えたと思われ、第5次围剿戦の国民党軍の勝利の原因について従来の通説を批判して、多様な論点を出しているが、地方軍である靖衛団から政府直属の保衛団に再編したという点は疑問が残る。後述するように、これは保衛団から保安団への再編ではないかと思うし、さらに

保安団の国軍化としていいのか疑問が残る。これも後述するように、確かに国民政府側は、保安団や保甲制下の壮丁隊を徴兵制の基礎としようという志向制を持っていたが、それは志向性にとどまったのであり、正規軍、地方軍、民兵という紅軍の編成に対比していうならば保安団はあくまで地方軍であり、壮丁隊はまさしく民兵であるからである。

1 国民党軍の第5次囲剿戦の勝利の原因

国民党軍は、第5次囲剿戦に際し、「政治七分、軍事三分」の方針を採って勝利を収めた。国民党軍の勝利の原因については、波多野乾一が15点あげている(4)。この点を私なりに分類し整理すると以下ようになる。

一、純粹に軍事的な原因と考えられるもの

①兵力の優越(70万対10万) ②武器の優越(紅軍に飛行機数台あるが、偵察用に足るのみであった) ③穩扎穩打主義(国民党軍が紅軍と戦うときに、急迫せず、深入りせず、ある地点を占領すると、それをじっくりと堅め、取り返されぬ工夫をすること。これは国民党軍の一部が、かつてソビエト区に深く誘い込まれ、各個撃破され、全部隊の敗戦につながったことの反省によると思われる) ④特殊軍事教練(山登りの技術の習得など) ⑤碉堡(トーチカ)政策

二、特殊工作による共産党勢力に対する分化

⑥匪首懸賞緝拿(懸賞を懸けて共産党の指導者をつかまえる) ⑦剿共特殊政治工作 ⑧宣伝政策(党・軍内部の切崩し等) ⑨剿匪別働隊の組織(特殊ゲ・ペ・ウ)

三、ソビエト区に対する物資の封鎖

⑩經濟封鎖 ⑪公路政策(自動車路の構築 長距離電話設備等)

四、行政組織、治安維持制度の整備

⑫行政督察專員制度創設 ⑬保安団、保甲制度

五、農民獲得策

⑭「善政主義」による収復地工作 ⑮農村合作事業(農村復活資金の貸与等)

2 国民党の行政・治安組織の改革

これらのうち、以下で紅軍やソビエト区に対して打撃を与えた碉堡(トーチカ)政策と經濟封鎖、省と県との間の行政組織としての行政督察專員制度、地方軍である保衛団と保安団、農村における基礎組織である保甲制について述べ、最後に、国民政府、国民党が多数の農民を自らの側に動員可能にした要因について、検討する。

碉堡(トーチカ)政策と經濟封鎖

碉堡(トーチカ)政策は公路と組み合わせて經濟封鎖の手段ともなった。その数は1934年4月末までに、5300余に達した。それは大きなものでは營(大隊)トーチカあるいは村寨、すなわち營(大隊)が入れるトーチカあるいは村の周りを囲む寨、さらに連(中隊)トーチカ、排(小隊)トーチカ、最小なものでは、班(分隊)トーチカに分かれていた。その設置目的は、公路護路ト

一チカ、橋頭堡、封鎖トーチカ、村落トーチカ、河川防衛トーチカなどがあった。それを守っている軍事力を分けたとき数のはっきりしているのは 5139 であり、そのうち国民党軍が守っているのは 2767(53.8 パーセント)であり、地方団隊(保安団・保衛団)が守っているのは 559(10.9 パーセント)であり、劇共義勇隊が守っているのが 1813(35.3 パーセント)であった(5)。全体の 46.2 パーセントが正規軍である国民党軍ではない地方の保安団・保衛団と中共側から悪覇、土豪劣紳が組織したと目され、保甲制と関連している劇共義勇隊により守られていたことに注目したい。県以下の地方の軍事力を組織化し、それらを動員したことに第5次圍剿戦の勝利の一因があると考えられるからである。

経済封鎖は、全匪区(ソビエト区)に隣接する隣匪区(遊撃区)、および半匪区(半遊撃区)において、トーチカによる封鎖網を形成し、各県の県城において匪区封鎖管理所を設け、交通の要所には分所を設けた。県長、区長、あるいは保甲組織に関連する連保主任、保長が所長となり、分所長は行政督察專員の直属とした。陸上では重要拠点、省県の境界地帯に関所を設けて検査し、重要な河川でも水道督察処の外に、検査所を設けた。そして各種の物資の匪区との移出入を禁止した。塩や石油は公売にし、自由に売買できないようにし、糧食も統制し、さらに電器材料、薬品も匪区に入らないようにした。さらに人の移動については匪区とその他の地区との人の出入りは特別の任務を帯びた者、あるいは特別の証明書を持っている者以外は禁止し、半匪区から他地域への出入りも許可證が必要であった。

行政督察專員の設置

行政督察專員は、第4次圍剿戦の最中の 1932 年 8 月、豫鄂皖(河南・湖北・安徽)三省剿匪總司令部内に行政督察專員制度を創設し、剿匪区内各省行政督察專員公署組織条令、剿匪区内各省行政督察專員公署辦事通則を公布したことに始まる。すなわち剿匪作戦と密接な関係がある。その後さらに江西、福建両省に拡大した。これは各省内をいくつかの行政督察区に分け、そこに行政督察專員公署を設け、行政督察專員をして自ら県長などの行政指導の任に当たらせるというものである。專員は当該地区の県長を兼任し、一面に於いて他の吏員を監督するとともに、自ら範を示す。特に軍事作戦との兼ね合いで重要なのは、督察区の保安司令を兼任し、その区の保安団を総轄することである。

遊撃戦を得意とし各県を移動する紅軍に対して、省単位では大きすぎ、しかし県単位では県を超えた軍事行動にうまく対抗できないので、省と県の間行政督察区を設置したものと思われる。県長は省政府に任命されるのに対し、專員は蔣介石の直接派遣とし、剿匪總司令部のコントロール下におき、軍事的要請に応じやすくした(6)。この点は軍事委員会委員長として軍事の最高権力者であった蔣介石権力の地方への浸透過程といえる側面もあった。ただし孫文の「建国大綱」において地方制度は省と県の2級制度とされているのであり、それにもとづいて国民政府は北京政府時代の道を廃止したのであるが、必要に迫られて実質的に北京政府期の道の復活となる行政督察区を設置したことになる(7)。

治安組織の再編—保衛団から保安団へ

治安組織の再編は保安制度改善として行われ、特にこの時期に強調された保安団は、以前各

地の県に所属していた地方武装力であるもと保衛団と呼ばれたものの改編である。江西省安遠県の例では、保衛団は1928年に靖衛団と改称した。その後1930年5月、靖衛団は紅四軍に殲滅されてしまった。(8)。ところで1929年7月に国民政府により公布された県保衛団法では、県の下「自治組織」と位置づけられていた区、郷、鎮、閭に、区、団、甲、牌という保衛団の下部組織を編成し、これらの組織の長にはそれぞれの「自治組織」の首長である区長、郷長、鎮長、閭長が兼任した。そして地方の「自治機関」が保衛団の事務を取り扱うことによって、自治の原則に相応するだけでなく、土豪劣紳に掌握されることを減少させようとしたねらいがあったという。そして保衛団の任務は軍警の清郷と剿匪に協力援助することである、と治安維持の補助的武装力と位置づけている。その他におよそ20歳から40歳までの男子は法定の原因がある以外は、均しく入団して訓練を受ける義務があるとか、給与の与えられるのは訓練を担当したり、文書処理する人員のみであり、それ以外は名誉職であるという規定(9)から見て、保衛団は県の武装力としては常備的であるが、その構成員である団丁については一般の民衆を随時訓練し入団させるなど専門的な軍事集団というより人の出入りの多い民团的色彩が強いものであると考えられる。

江西省では、1930年に全省の保衛団が県警察隊に改編されたが、1931年秋、修水などの43県が剿匪区域に区分され、そこでは県警察隊が撤廃され、防衛責任は軍隊が負うことになった。それ以外の各県では、県保衛団法が適用され、保衛隊が設けられる外に、保甲および保甲から選抜される武装組織である壮丁隊の組織があった。その後1932年に蒋介石は河南・湖北・安徽の三省において剿匪区内各省民団整理条例を公布した。そこでは保衛団などの民団について、武装しているものは各県の保安隊に改編し、武装が不健全な民団や武装していない壮丁で「共匪の侵擾を受けていない」各県では壮丁隊に改編し、「共匪の侵擾を受けた」各県では、剿共義勇隊に改編し、「共匪」を除き尽くした後に壮丁隊に改編する。壮丁隊、剿共義勇隊は保甲制と連動し、組織の基本単位は一保をもって1小隊とし、18歳以上45歳以下の男子によって編成されると規定した(10)。

その後江西省では、保衛団の区、団、甲、牌という「自治式組織」が廃止され、中隊、分隊という軍隊式の編成に代わった。なお中隊は保甲制の保に編成され、分隊は甲に編成され、保甲制との関連を持った。そして中隊および独立分隊は県の保衛団総団に隷属し、県の総団は県の保安団も統括している保安処に隷属し、省の保安処が全省の保衛団の事務を統括した(11)。ただし安徽省では、剿匪区内各省民団整理条例によって保衛団を銃の有る無しによって保安隊と剿共義勇隊、壮丁隊に分けたが、江西省では、依然として保衛団の名称も使用し、その他に剿共義勇隊、壮丁隊を編成し、さらに数は多くはないが、依然として県警察隊を名乗っているものがあつた。南部の各県はまた特別な状況下にあり、保衛団、剿共義勇隊、壮丁隊の組織がないが、常備剿共団と後備剿共団があつた。ただし名称は異なるが、常備剿共団は保衛団と、後備剿共団は剿共義勇隊、壮丁隊と実質的には同じであつた。1933年、各県の常備剿共団を含む保衛団の団丁の数については、江西省全県81県のうち、44県について報告があるが、そのうち保衛団がなかったり、数字の報告がない4県を除く40県の報告を見ると、合計13985人で最少は進賢で36人、最多は萍郷で1136人であり、1県平均にすると347人余であり、1県あたりの数はそれほど多くない。

(a)その他にすでに省の保安団に改編されたものもあり、1934年6月の調査によれば、その数は将校612人、兵士8766名、計9378名であった(12)。(b)また同じ時点での別の調査によれば、省保安処に隷属する保安団および教導大隊は将校400人、兵士5212人、また同じく省保安処に隷属し行政督察専員の指揮を受ける行政督察区の保衛団は将校212人、兵士3567人であった(13)。この保衛団は県ではなく行政督察区のものであり、保安団への移行過程のものと思われる。合計すると将校612人、兵士8799人、計9391人となり、兵士の数が若干異なるが、(a)の保安団の統計の数には、教導大隊および行政督察区の保衛団が含まれていると考えていいであろう。また1934年6月での県保衛団の数(おそらく常備劇共団を含まない)は、江西省全体で将校1806人、兵士28650人であり、南部の劇共団の数(後備劇共団を含んでいいのかどうか不明である)は3635人であった(14)。

1934年6月、南昌行営は河南、湖北、湖南、安徽、江西、江蘇、浙江、福建八省の保安会議を開いた。そして各省保安担当者の建議を採択し、各省保安制度改新大綱を定めたが、その中で特に注目されるのは、これらの保安団体の壮丁の徴集のやり方を拡大して将来大規模な徴兵制を行う基礎を築こうとしたことである。すなわちここでは、まず保安団などの保安団体を県に統一し、その上でさらに行政督察区や分区に設立した保安機関に統一し、さらに進んで省がこれらの武装力を集中管理して各行政督察区に分駐させる。その後さらに最高の段階としては保安団体を国家の管理として各地方で使用し、省内の若干の団管区を画定し区内の壮丁を徴集し、輪番で訓練し輪番で退役させ、小規模の壮丁徴集制を過度的なものとしてやがては大規模な徴兵制に達せしめ、師団の区管区制度を確立し、我が国が陸軍を根本的に改造する基礎とする(15)、としている。

なおその後抗日戦争開始後、一部の地域で徴兵制が施行されたが、中国全土では行われず、ここでも全面的な徴兵制の施行を将来の目標として提示したにすぎない。

政治、軍事の訓練科目では、軍事教練や軍事関連学科を教えるのは当然として、将校兵士を問わず、公民常識、新生活運動綱要、新生活運動須知、軍人千字課、警察服務須知、憲兵服務須知を最重要科目として、良兵であるとともに、除隊後には良民となるようにし、また平時は地方の憲兵・警察となるとともに、戦時は国家徴兵の基礎となることを確立するとし、科目の中で新生活運動が重視されている。保安団、及び保安隊という名称については、省が直轄するものは保安団と称し、行政督察区が直轄するものは保安団、または保安隊と称し、県が直轄するものは保安隊と称することにした(16)。

保甲制度

次に農村の治安組織としての保甲制について述べたい。江西省の保甲制度について、とりわけ紅軍主力が長征以後についてはすでに笹川裕史の研究があり、その中で江西省の保甲制度導入についてもふれているが(17)、本論との関係で第5次匪剿までの保甲制度について簡単に述べておきたい。

江西省の保甲制度の開始は全国で最も早く、第3次匪剿戦の中の1931年6月、陸海空軍総司令行営党政委員会が、保甲条例と各県区組織条例を決定し、剿匪区域の修水など43県で先行的に保甲を試行し、この地域では自治組織である区、郷、鎮、閭を廃止した。その後、江西

省政府は、1932年3月、江西省修正保甲条例と江西省各県区辦公処組織暫行条例を公布し、全省で保甲制度を実施することになった。

第4次圍剿戦中の1932年8月、豫鄂皖(河南・湖北・安徽)三省剿匪総司令部が、剿匪区内各県編查保甲戸口条例、区公所組織条例、編查保甲総動員辦法などを公布し、河南・湖北・安徽三省でも保甲制を実施し始めた(18)。最初江西省で行われた保甲制も基本的にこの条例とあまり変わらないと思うので、剿匪区内各県編查保甲戸口条例によって保甲制についての要点を述べたい。それによれば戸をもって単位とし、戸長は家長を以て充て、十戸で一甲とし甲長を置き、十保で一保とし、保長を置く。甲長はその甲内の各戸長によって推薦され、保長に報告され、区長によって委任される。保長はその保内の各甲長によって推薦され、区長に報告され、県長によって委任される。その他に、一郷あるいは一鎮の中で、居住者が多すぎて二保以上編成する場合は、各保がともに連合辦事処をつくり、保長一人を推薦して主任とする(連保主任)。甲内では戸籍(戸口)調査を行い、戸籍(戸口)の異動の登記をし、少なくとも五戸で連帯保証をし、連帯保証と連座を文書で約束する。戸長は出生死亡などの戸籍の異動、疑うべき人の潜入、客の寄宿および出発、あるいは家人が外に出て宿泊を伴う旅行をしたり、帰ってきたときには、すぐに甲長に報告し、甲長は保長に速報し保長より区長に転報するほか、保長・甲長はまず搜索逮捕の緊急の処分をできる。また注目されるのは壮丁隊の編成である。これは保甲内の18歳から45歳の男子によって編成し、保長・甲長が督率して、救災、禦匪をしたり、碉楼(トーチカ)、堡寨、公路を建築したりする。また武装訓練を受けたり、政治訓練を受けるほかに、軍隊警察が「匪共」を搜捕したり、剿共するのに会えば軍隊警察の長の指揮を受けて全力で援助する(19)。

このように保甲制は、村落への人の出入り、異動を厳格に統制し、共産党員や紅軍と農民を分離し、さらに壮丁隊を通じて大規模な工事や軍隊警察の軍事活動への呼応に農民を動員することを目的としている。

1933年4月までに、興国、永新、広昌、寧岡、瑞金などの12県の匪区(ソビエト区)および新収復県区(ソビエト区から国民党軍が新しく奪還した県区)を除く66県の統計によれば、保数200674、甲数209570、戸数2203305戸、人数11070512人、壮丁数1935583人であった(20)。この数字には地元から県側に水増しの数字があげられているかもしれないが、またすべての保甲がその機能を果たしているか疑問であるが、ソビエト区以外の地域で220万戸、1100万余人、190万余人の壮丁を組織し、動員可能にしたことになり、それだけ江西省政府の農村統治基盤が強化され、ソビエト区や紅軍への圧力が強化されたことになる。

3 国民党が農民を動員した要因

前述したように保甲制が大規模に行われたことに象徴されるように、国民党側が大量の農民の組織化と動員に成功した要因を述べたい。その場合にまず当時の社会状況を簡単に述べ、さらに国民党側の経済政策が当時の農民の状況を改善するのに、有効であった事を述べたい。

農村の荒廃と危機

国民党軍が5次にわたる圍剿戦を進めている一方、当時の江西省農村の荒廃と危機的状況が

進行していた。弁納才一によれば、世界恐慌が1931年頃から中国農村に波及すると、物価が急落し、農産物価格も下落を増幅させ、農工間シェーレがさらに拡大し、農村から都市への資金流出がさらに起こり、農村金融が枯渇状況になった。このような状況は、貧農の単純再生産を不可能にしているだけではなく、地主・富農の再生産をも不可能にさせていた。さらに1931年の長江水害の影響を受け、江西省の農村では、主作物である米が、豊作の年に流通の不合理と外国米のダンピングによって米価が下落し、豊作貧乏となった地域があると同時に、産米量が激減し食糧が不足している地域もあったという状況であった。さらに国民党軍による5回にわたる圍剿戦（1930年12月末～1934年10月）による人的・物的被害は甚大であった。1928年から1932年に損壊家屋が約25万戸、損失額4億4000万元、死者約43万、難民が168万に達した。このような大量の死者や難民の発生は、人口の減少をもたらした。さらに難民の大量の流出は、農地の荒れ地化をふやし、農業生産に打撃を与えた。農地の荒れ地化は国民党軍と紅軍の交戦場となったソビエト区周辺の隣匪区（遊撃区）が激しかった(21)。

経済政策

ここでは国民党側の農民政策について述べる。

(1) 合作社政策

農業生産の回復と資金の枯渇を解決するために、南昌行営では剿匪区内各省の農村合作社条令、農村金融緊急救済条令を施行して以来、1年で河南、湖北、安徽、江西の4省各県に2500余の合作社が成立し、多くの資金が農民に貸し出され、耕牛・穀種・農具などの生産手段が補給され(22)、農業生産回復に寄与した。

(2) 土地政策

国民党軍が収復した匪区（ソビエト区）では、これまでに地主、富農から土地を没収し、土地の少ないかまったくない中農、貧農、雇農に分配する土地革命が行われ、土地所有権が異動していた。国民党軍が収復後は、旧来の所有者である地主、富農が土地の返還を求め、現行の所有者である中農、貧農、雇農と紛糾を生じていた。そのためこのような事態に対処する規定の制定が必要であった。

1932年10月、蒋介石は豫鄂皖三省剿匪総司令部管轄下に、剿匪区内各省土地処理条例を公布し、各級農村復興委員会を設置し、条例の執行機関とした。この条例は、共産党の土地革命を否定し、所有権確定地は旧所有者に返還させるが、他方、弁納才一が指摘するように、小作料恣意的増額の禁止と軽減、小作地取り上げの禁止、災害時の小作料減免請求権の承認など、一定程度小作人の地位を保障し、地主の搾取を制限しようとしていた(23)。

しかし収復区内では、行政組織がこのような運用に慣れず、また土地をめぐる紛糾の難を恐れて、復興委員会の設置をしたのは少数にとどまった。そのため中央から人を収復県区に派遣し、督察、指導に当たることを決定した。またこの種の人材養成のために1934年1月、贛州に土地処理講習会を設立し、講習を受けさせた後、収復県区土地処理督察員服務規定を頒布し、4名の土地処理督察員を選んで、江西省各収復県区土地辦理処に分遣し事務を指導させるようにした(24)。

このように国民政府の土地政策は、土地所有権をめぐる紛糾について剿匪区内各省土地処理

条例を出してこの問題解決の基準を示すとともに、この条例では地主などの旧土地所有者に土地を返還させることを前提にしながら、一定程度小作人の地位を保障し、地主の搾取を制限しようとし、それによって階級対立を緩和し、農村の荒廃を改善しようとしていた。

(3) 小作農・自作農の負担減免策

1933年10月、12月、蒋介石は各剿匪部隊および江西、湖北などの省政府に電令を發し、国民党軍が収復した匪区（ソビエト区）において、現在の穀物収穫は、今年播種した小作農に帰属させ、貧農を救済することとした。さらに明年は、剿匪区内各省農村土地処理条例によって、適当に処理することとした。また収復区内の人民の債務は一律に償還を延期することにした。1934年8月、小作料問題に関する2項の辦法を規定した。それは①収復匪区における田地の本年の農作物は官有地、民有地を論ぜず、軍隊が代耕しているものを除いて、すべて本年耕作する者に帰す。あらゆる地主は小作料を取り立てるを得ず。②修復後第2年目より官有地、民有地の論なく公私所有主は小作料を後より取り立てることができる(25)。

このようにソビエト区から収復した年は、小作農の小作料支払いを免除し、小作農に限らず債務の償還延期を規定した。これらがどれほど実現したかは不明であるが、中・貧農である自作農・小作農の負担の減免を約束し、農民からの支持を得る要因の一つとなったであろう。

ただしこれらはソビエト区農民に対する飴の部分であって、一方で鞭の部分として国民党軍の過酷な軍事作戦があったことも指摘しなければならないであろう。

共産党側の現在の研究によれば、国民党側は「ソビエト区に対して『殺し尽くし、焼き尽くし、奪い尽くし』の三光政策を行った。」「故郷に戻った各県の悪霸（悪ボス）、土豪劣紳は（中略）『還郷団』、『鏟共団』『挨戸団』を組織し、残酷な手段を用いて報復の殺人を行った。」「全中央ソビエト区では約80万の大衆が国民党反動派に殺害された。」「革命根拠地内では、敵は『移民併村』の悪辣な手段を実行し、大量の紅色郷村を根こそぎ破壊し、大衆を強迫し移転させ集中して居住させ、あるものは敵のトーチカ付近に移転させ、あるものは県城付近に移転させ、あるものは集鎮あるいは公路の傍らに移転させ、ソビエト区ではほとんど無人区がもたらせられた。」としている(26)。

この死者80万という数字は紅軍主力が主として長征に出発して以後の数字と考えられるが、前述した5次にわたる江西省における囲剿戦の死者43万に比べて多すぎるように思われる。この数字の真偽のほどは確かめるすべがないが、ソビエト区の多くの農民が国民党軍や保安団、劇共義勇軍などに殺されたり、家屋を焼かれたり、略奪を受けたのは事実であろう。

したがって国民政府が前述した飴の部分と鞭の部分の両方をおこなったというのが適切であろう。ただ従来通説として言われたような鞭の部分だけではなく、農村の荒廃と農業生産力回復の政策を実行したことが、農民を国民党側に動員することに成功したことは注目すべきであろう。

おわりに

国民党軍は、1933年9月から始まる第5次囲剿戦の勝利により、中央ソビエト根拠地を崩壊させ、江西省から紅軍の主力を長征に出発させた。このような国民党による反革命が江西省に於いて一時的にしろ成功した要因は、「政治七分、軍事三分」という多様な政策があげられる

が、治安面では、農村に於ける保甲制の施行や堡壘政策、経済封鎖や従来の保衛団や自衛組織を改編して地方軍たる武器の質の優良な保安団およびそれ以外の在地で民兵的性格の強い壮丁隊、劇共義勇軍への農民の組織化があげられる。すなわち国民党正規軍に呼応する地方軍、さらに農民の治安組織への動員があげられる。

さらに行政組織では、実質的に孫文思想の地方における省県二級制に反する省と県間の行政督察区および行政督察専員制度の導入があげられる。行政督察専員は省長から任命されるのではなく、剿匪司令部から任命されることにより、上からの軍事的要請に対応しやすくなっただけでなく、督察区内の県長を管理し、さらに県の範囲を超えて地方軍たる保安隊を指揮して正規軍たる国民党軍に呼応し、県を越えた紅軍の軍事活動に適応しやすくなった。また従来自治組織と位置づけられていた区、郷、鎮、閭が廃止され、性格を変えた区のもとで保甲制が施行されたことで、治安維持的目的に沿って県の下行政組織が再編されることになった。

ところで保甲制や壮丁隊、劇共義勇軍への組織化に国民党側が成功した原因は、国民党の農民政策に、農村の荒廃を阻止し、農業生産を回復するのに適切なものが含まれていたからである。

また省政府ではなく豫鄂皖三省剿匪総司令の任命した行政督察専員の下で、地方軍である保安団を編成し、大量の農民を動員して保甲制下の壮丁隊を組織したことは、国民政府、とりわけ当時軍事的指導者であった蔣介石の権力の地方への浸透という側面があった。また行政督察専員の指揮下で、地方軍である保安団や民兵である壮丁隊の組織化により将来の徴兵制の基盤作りを展望したことは、保安団や壮丁隊を国軍の基礎としようとする志向性があったといえるであろう。ただしそれはこの時点ではあくまでそういう志向性があったということである。またその志向性のレベルで言えば、圍剿によるソビエト区討伐＝安内から生まれたこれらの行政督察専員、保安団、壮丁隊が将来の徴兵制を支えるということから、当時東北三省占領からさらに熱河侵略をした日本軍との戦い＝擾外の具体的な準備をしていたと考えられるであろう。

註

- (1) 笹川裕史「『七・七』前夜国民政府の江西省農村統治—保甲制度と『地方自治』推進工作—」(『史学研究』187・188 合併号 1990年)、笹川裕史「江西省『剿匪区』統治」、笹川裕史「江西省農村土地行政の到達水準」(『中華民国期農村土地政策史の研究—国家・農村社会間関係の構造と変容—』汲古書院 2002年)
- (2) 弁納才一「圍剿戦前後における江西省農村経済の状況」、弁納才一「江西省農村経済復興の方向性」、弁納才一「江西省農村経済復興への始動」、弁納才一「農村合作社政策の展開とその経済的意義」(『近代中国農村経済史の研究—1930年代における農村経済の危機的状況と復興への胎動—』金沢大学経済学部 2003年)
- (3) William Wei, *Counterrevolution in China: the Nationalists in Jiangxi during the Soviet Period*, University of Michigan Press, 1985、ウェイ著書に対する弁納才一の書評(前掲『近代中国農村経済史の研究—1930年代における農村経済の危機的状況と復興への胎動—』所収)、笹川裕史の書評「ウイリアム ウェイ『中国における反革命—ソビエト革命期江西省の国民党支配—」(広島大学文学部東洋史談話会編『広島大学東洋史研究室報告』第8号 1986年)
- (4) 波多野乾一編『資料集成 中国共産党史(1934年)』第4巻 時事通信社 1961年 364-366頁、369頁。
- (5) 「江西省保安処処長廖士翹副処長頼偉英工作報告摘要」(国民政府軍事委員会委員長南昌行營編『南

- 昌行営召集第2次保安會議紀錄（民国23年）』〔近代中国史料叢刊3編第53輯〕 文海出版社 1989年）31-32頁。
- (6) 前掲『資料集成 中国共産党史（1934年）』第4巻 370-371、376-377頁。
- (7) 翁有為「民国時期的行政督察專員制度及其知識背景」（『史学月刊』2006年第6期）37-38頁。
- (8) 江西安遠県志編纂委員会編『安遠県志』 新華出版社 1993年 198頁。
- (9) 内政部年鑑編纂委員会編纂『内政年鑑』2 商務印書館 1936年 306-307頁。
- (10) 立法院編訳処編『中華民國法規彙編』第3冊 中華書局 1934年 240-246頁。
- (11) 内政部年鑑編纂委員会編纂『内政年鑑』2 商務印書館 1936年 308-309頁、各省保衛組織系統簡図。
- (12) 前掲『内政年鑑』2 313頁、315-316頁。
- (13) 前掲「江西省保安処処長廖士翹副処長頼偉英工作報告摘要」26-27頁。
- (14) 同上、27頁。
- (15) 中央政治會議・行政院「制定各省保安制度改新大綱」1934年7月22日（前掲『南昌行営召集第2次保安會議紀錄（民国23年）』）4-5頁。
- (16) 中央政治會議・行政院「各省保安制度改新大綱」1934年7月22日（前掲『南昌行営召集第2次保安會議紀錄（民国23年）』）17-18頁、20-25頁。
- (17) 前掲笹川裕史「『七・七』前夜国民政府の江西省農村統治—保甲制度と『地方自治』推進工作—」、前掲笹川裕史「江西省『剿匪区』統治」。
- (18) 前掲『内政年鑑』2 361頁、373頁、冉綿恵・李慧宇『民国時期保甲制度研究』四川大学出版社 2005年、74頁。
- (19) 前掲『中華民國法規彙編』第3冊 170-177頁。
- (20) 前掲『内政年鑑』2 373頁、378頁。
- (21) 弁納才一「困剿戦前後における江西省農村經濟の状況」 68頁。
- (22) 前掲『資料集成 中国共産党史（1934年）』第4巻 374頁、なお江西省における合作社政策については、詳しくは前掲弁納才一「江西省農村經濟復興への始動」、前掲弁納才一「農村合作社政策の展開とその經濟的意義」を参照。
- (23) 前掲弁納才一「江西省農村經濟復興への始動」 113-115頁。
- (24) 前掲『資料集成 中国共産党史（1934年）』第4巻 374-375頁
- (25) 上に同じ、375頁。
- (26) 戴向青・余伯流・夏道漢・陳衍森著『中央革命根拠地史稿』 上海人民出版社 1986年 685-687頁。